

別紙

## 漁場・環境保全功績団体等選考基準

都道府県知事等より推選された団体等について、次により選考する。

1. 総合的に勘案し、その活動及び運営が地域社会に果たす役割について特に考慮するものとする。
  - (1) 長期にわたって実績をあげ、また継続性のあると認められるもの、または、実施期間は長期ではないが内容が先進的で他の模範となり、かつ、継続性が見込めるもの。
  - (2) 地域ぐるみの実施体制のもとで、協同性、計画性をもち、かつ自発的であること。
  - (3) 新たな技術開発について創意工夫のあること。
2. 選考に当たっては、各都道府県において近年表彰された団体等を対象に含めても差し支えない。(ただし、都道府県代表として漁業関係の同種の功績により数年以内に全国的な大会で表彰された団体は除く。)